

**令和7年度に広島県立高等学校へ入学を希望される方へ**  
**県立高等学校の入学料の免除について**  
《一定の要件を満たす方の県立高等学校入学料を全額免除します》

1 対象者

保護者全員の市町村民税所得割額が非課税である者（生活保護受給世帯を除く。※）

※ 生活保護受給世帯は生業扶助により入学料相当額を受給可能です。

2 免除される入学料

全日制課程	定時制課程	専攻科
5,650 円	2,100 円	5,650 円

3 免除の方法

広島県教育委員会から送付される「入学料免除決定通知書」を入学願に添付して、入学する県立高等学校に提出していただきます。この場合、県立高等学校から配付される入学料納付書を使用して入学料を納付する必要はありません。

4 申請方法

5の申請時提出書類を次の提出先へ持参又は郵送で提出してください。

**【提出先】**

〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県庁東館5階  
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育改革課

※ 転入学又は編入学で県立高等学校へ入学を希望する方は、随時御相談ください。

5 申請時提出書類

(1) 入学料免除申請書（別記様式第1号）

記載例を参考に、黒のボールペン等、消えない筆記具で記入してください。

(2) 保護者全員の課税額を確認できる書類

市町村が発行する課税証明書等。写しでも可。

詳しくは、入学料免除申請書を御確認ください。

6 申請期限

令和7年2月21日（金）【必着】

※やむを得ない事情により上記期限に間に合わない場合は、令和7年3月25日（火）まで。

7 免除決定

令和7年2月下旬以降、県教育委員会から申請者本人宛に入学料免除決定通知書を送付します。

免除申請手続等について、不明な点がありましたら、次の担当までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育改革課  
電話 082-513-4992（平日 8:30~17:15）  
メールアドレス kyokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

8 その他

授業料等の支援に関する手続は、入学決定後に行います。詳細は広島県教育委員会教育支援推進課のホームページを御覧ください。